環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和元年11月分)

◆ 対応事例

対応事例1

件名	少量の産業廃棄物に関する契約について
概要	テナントビルにおいて、年に数本しか廃棄されない廃蛍光灯につ
	いて、テナントごとに契約するのではなく、ビル全体の廃棄物とし
	てビルオーナーが契約することはできないか。
対応	産業廃棄物処理の委託契約は、廃棄物の排出者が行う必要があり
	ます。そのため、テナントの賃貸契約でオーナーが蛍光灯の維持管
	理を行うことになっていれば別ですが、そうでなければ各テナント
	が処理業者と契約する必要があります。
	しかし、少量で契約するのは効率的にも経済的にもマイナスです
	ので、保管場所があるのであれば、一定量たまった時点で処分する
	ことをお勧めします。
	なお、東京都と東京都環境公社は、産業廃棄物の適正処理に関す
	る事業者向け講習会として「産業廃棄物管理責任者講習会」を例年
	開催しております。最新の情報については HP を御確認ください。
	https://www.tokyokankyo.jp/jigyo/resource-circulation/lectur
	e/haishutsu